


第3章 困難な問題を抱える女性の状況及び取り組むべき事項

「困難な問題を抱える女性」と言っても、抱えている問題の背景、家庭の状況、年齢、国籍、障がいの程度等その状況は様々です。県では、本計画を策定するに当たり、困難な問題を抱える女性当事者に対して2023（令和5）年に「困難を抱える女性に係る実態調査」を行いました。また、支援に当たる県内市町村及び民間団体に対してヒアリングを実施しました。本章では、調査から見えてきた当事者の現状やニーズ、支援者からみた当事者の状況と求められる支援施策、今後において県が取り組むべき事項を示します。

1 困難な問題を抱える女性の状況

(1) 当事者に対する実態調査の状況

調査概要

調査対象	神奈川県在住の18歳以上の女性で、 配偶者からの暴力、性暴力、生活困窮及びその他日常生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性
調査方法	インターネットアンケートの登録モニターに対する調査
調査の 進め方	困難な問題を抱える女性に対する調査として、以下の2段階で実施。 ※アンケートアクセス総数：7,168 サンプル ①スクリーニング調査 登録モニター（神奈川県在住18歳以上女性）から、何らかの困難な問題を抱える女性（経験者含む）を抽出するため、困難経験の有無を問うスクリーニング調査を実施。  ②本調査 スクリーニング調査で特定した調査対象者に本調査を実施。基本属性や生活状況・意識、抱える困難の内容や対処状況、相談・支援ニーズ等を把握。
有効 回答数	1,050 サンプル 年代割付3区分(18～30歳代以下、40・50歳代、60歳代以上)×350サンプル

《スクリーニング調査項目》 困難を抱えた経験

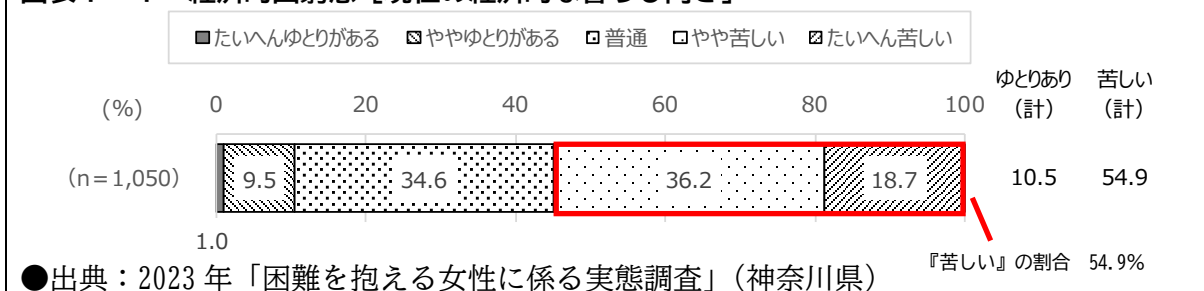
<p>Q：あなたは、次のようなことで困ったり、悩みを抱えたことはありますか。（複数回答）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配偶者・パートナーから暴力（DV）や、恋人からの暴力（デートDV）がある 2 配偶者・パートナー以外の家族から暴力がある 3 家族とうまくいかない、家族に関する問題を抱えている 4 職場や学校等で人間関係がうまく築けない、いじめやハラスメントを受けている 5 仕事が見つからない、仕事不安定 6 経済的に困窮している（光熱水費・食糧費・医療費等を支払えない等） 7 健康面の不安が大きい（メンタルヘルス含む） 8 住まいが定まらない、家に居場所がない 9 孤独・孤立を感じる 10 性的な被害や問題を抱えている（性暴力や性的虐待、望まない妊娠など） 11 どれもあてはまらない 	<p>選択肢 1～10 のいずれかに該当した人が本調査に回答</p>
---	------------------------------------

ア 生活意識・生活状況

(ア) 経済的困窮感

現在の経済的な暮らし向きでは「やや苦しい」(36.2%)の割合が最も高く、次いで「普通」(34.6%)となっています。また、『ゆとりあり』(たいへんゆとりがある+ややゆとりがある)10.5%に対して、『苦しい』(やや苦しい+たいへん苦しい)が54.9%と過半数を占めています。

図表1-1：経済的困窮感【現在の経済的な暮らし向き】



『苦しい』の割合は、年齢別では30～50歳代で、家族構成別では一人暮らしや二世帯世帯(親と同居)で6割以上と高くなっています。(図表参考3-1(107頁))

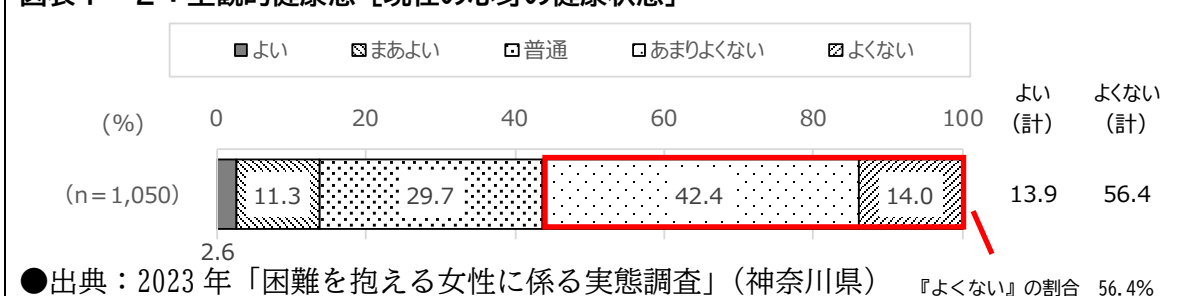
世帯年収別にみると、世帯年収が低いほど『苦しい』の割合が高く、年収100万円未満、100～199万円では8割を占めています。

困難状況(抱える困難の数)別にみると、抱える困難の種類が多いほど『苦しい』の割合が高く、4種類以上では6割を超えています。

(イ) 主観的健康観

現在の心身の健康状態では「あまりよくない」(42.4%)の割合が最も高く、次いで「普通」(29.7%)となっています。また、『よい』(よい+まあよい)13.9%に対して、『よくない』(あまりよくない+よくない)が56.4%と過半数を占めています。

図表1-2：主観的健康感【現在の心身の健康状態】



『よくない』の割合は、年齢別でみてもすべての年代で5割を超えていますが、40・50歳代で6割と他の年代に比べてやや高くなっています。家族構成別では二世帯世帯(親と同居)や一人暮らし、その他の世帯で6割前後と高くなっています。(図表参考3-2(108頁))

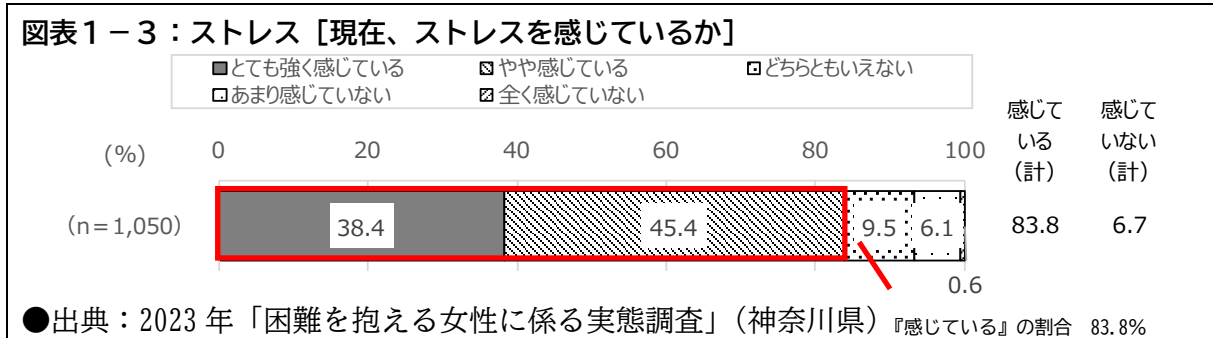
世帯年収別にみると、概ね世帯年収が低いほど『よくない』の割合が高く、年収100万円未満では6割を超えています。

困難状況(抱える困難の数)別にみると、抱える困難が4種類以上の層では『よくない』の割合が6割を超えています。

(ウ) ストレスと生きづらさ

a ストレス

ストレスについては「やや感じている」(45.4%)の割合が最も高く、次いで「とても強く感じている」(38.4%)となっており、これらを合わせると『感じている』(83.8%)が8割を超えています。



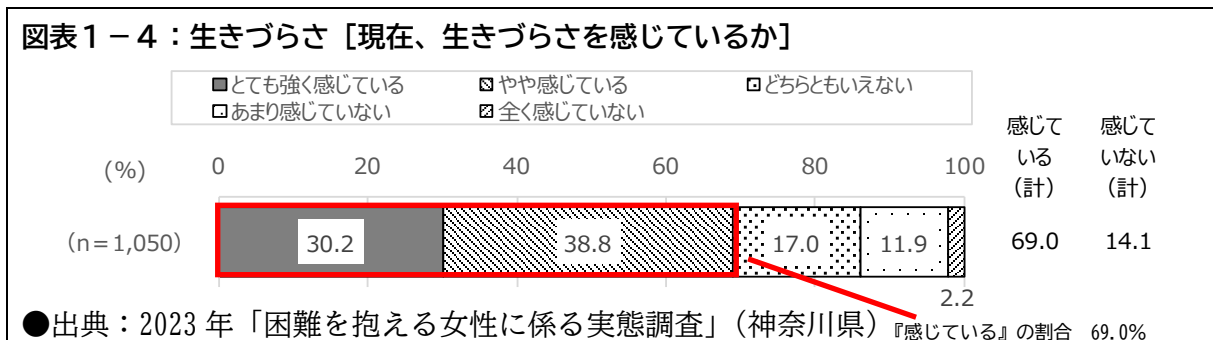
「とても強く感じている」の割合に着目すると、年齢別では30・40歳代で5割弱と他の年代に比べて高くなっています。(図表参考3-3 (109頁))

家族構成別では二世帯世帯(親と同居)やその他の世帯で4割強と高い状況です。

困難状況(抱える困難の数)別にみると、抱える困難の種類が多いほど「とても強く感じている」の割合が高く、抱える困難が4種類以上の層では5割弱を占めています。

b 生きづらさ

生きづらさについては「やや感じている」(38.8%)の割合が最も高く、次いで「とても強く感じている」(30.2%)となっており、これらを合わせると『感じている』(69.0%)が7割を占めています。



「とても強く感じている」の割合に着目すると、年齢別では40歳代で、婚姻状況別では未婚で、家族構成別では二世帯世帯(親と同居)で4割程度と他に比べて高くなっています。(図表参考3-4 (110頁))

世帯年収別では年収200万円未満の層で顕著に高まり、特に100万円未満では5割弱と高くなっています。

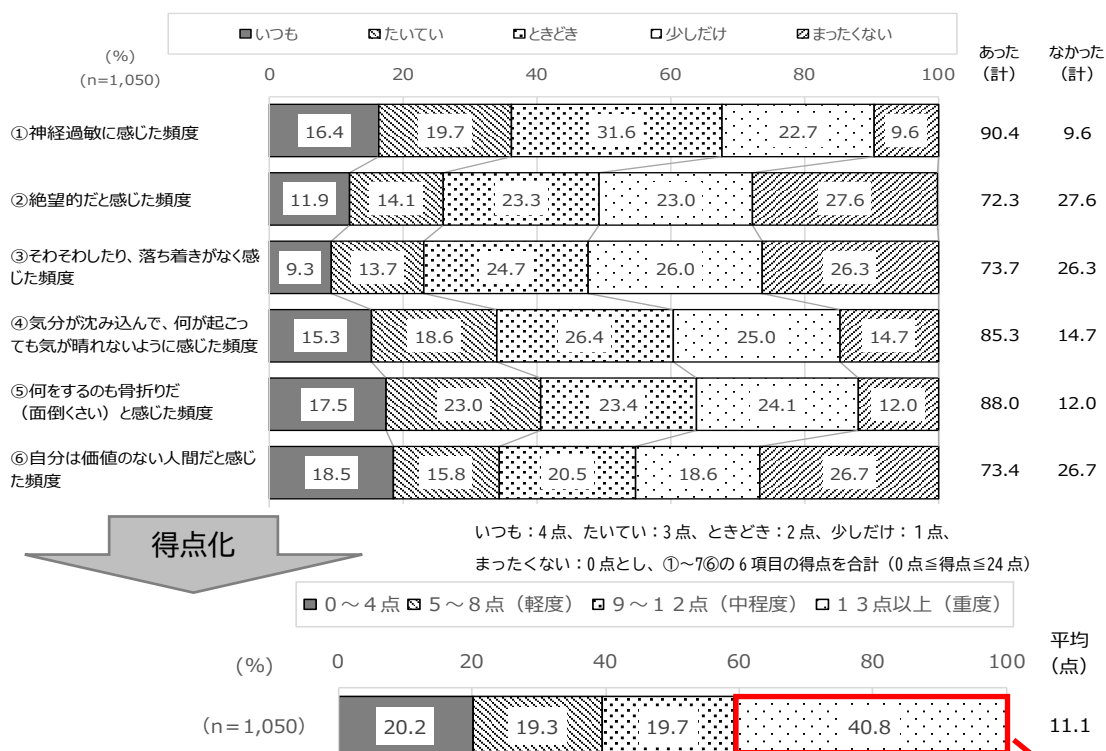
困難状況(抱える困難の数)別にみると、抱える困難の種類が多いほど割合が顕著に高く、抱える困難が4種類以上の層では4割を超えています。

(エ) メンタルヘルス

過去1か月間の心の状態に関する6つの質問の回答を下記の基準で得点化して合計した値は、心の状態（メンタルヘルス）を測定する尺度⁹として使用されており、点数が高いほど心の状態が悪い（精神的な不調を感じている度合いが強い）ことを表しています。

得点の分布をみると「13点以上（重度）」（40.8%）の割合が最も高く、4割を占めています。

図表1-5：メンタルヘルスの状態評価[過去1か月間の心の状態／得点の分布]



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）『13点以上(重度)』の割合 40.8%

「13点以上（重度）」の割合は、年齢別では年齢が若いほど高く、30歳代以下では5割を超えています。（図表参考3-5（111頁））

婚姻状況別では未婚で、家族構成別では二世帯世帯（親と同居）で5割を超えています。

世帯年収別では100万円未満で6割弱と顕著に高い傾向にあります。

困難状況（抱える困難の数）別にもみると、抱える困難の種類が多いほど割合が高まり、抱える困難が4種類以上の層では5割を超えています。

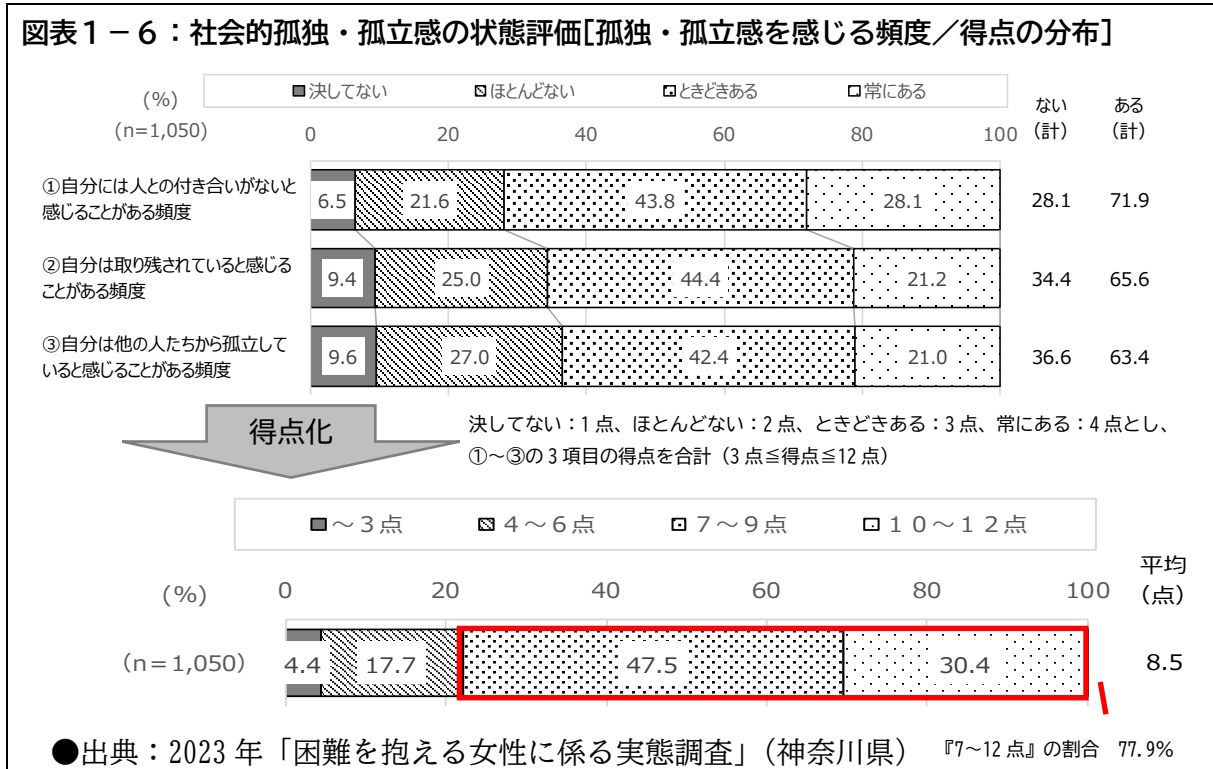
⁹ 「心の状態（メンタルヘルス）を測定する尺度」

うつ病や不安障害など精神的問題の程度を表すための調査手法で「K6」と言われる。合計点が高いほど、心の健康が崩れている可能性が高いとされる。

(オ) 孤独・孤立感

以下の3つの質問の回答を下記の基準で得点化して合計した値が高いほど社会的な孤独・孤立感が強いことを表しています¹⁰。

得点の分布をみると「7～9点」(47.5%)の割合が最も高く、次いで「10～12点」(30.4%)となっています。



最も孤独・孤立感が強い「10～12点」の割合に着目すると、年齢別では40・50歳代で、婚姻状況別では未婚で、家族構成別では二世帯世帯（親と同居）で、世帯年収別では100万円未満で4割前後と高くなっています。（図表参考3-6（112頁））

困難状況（抱える困難の数）別にもみると、抱える困難の種類が多いほど割合が高まり、抱える困難が4種類以上の層では4割を占めています。

¹⁰ 「社会的な孤独・孤立感が強いことを表す」

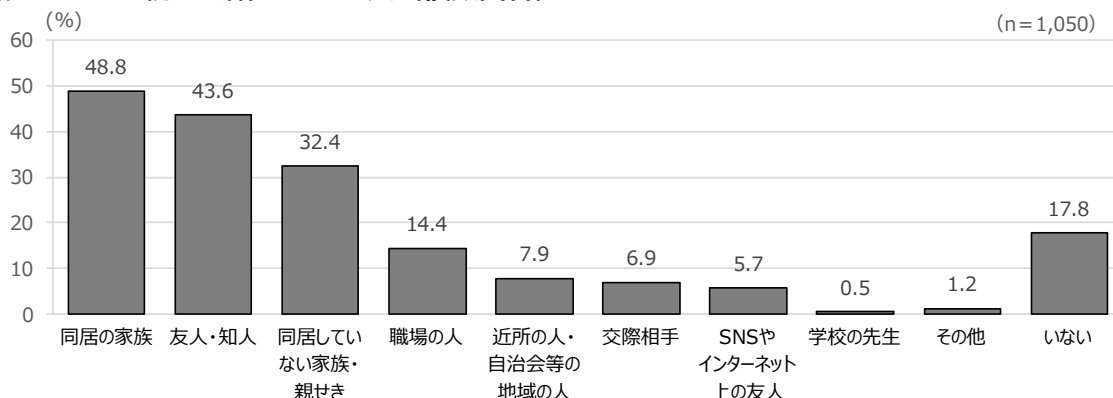
カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）の研究者が孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定しようと考案したもので「UCLA孤独感尺度」と言われる。合計点が高いほど、孤独・孤立感が高いと感じているとされる。

イ 人間関係の状況

(ア) 親しく話ができる人

日頃、親しく話ができる人では、「同居の家族」(48.8%)の割合が最も高く、次いで「友人・知人」(43.6%)、「同居していない家族・親せき」(32.4%)となっています。また、「いない」(17.8%)も2割弱を占めています。

図表1-7：親しく話ができる人（複数回答）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

年齢別にみると「交際相手」の割合は、年齢が若いほど高く、20歳代以下で2割を超えています。一方、「近所の人、自治会等の地域の人」の割合は、年齢が高いほど高く、70歳代以上で4割弱と突出しています。「友人・知人」の割合は20歳代以下と70歳代以上で5割を超えています。（図表参考3-7（113頁））

また、「いない」の割合は、年齢別では30～50歳代で、婚姻状況別では未婚で、家族構成別では一人暮らしや二世帯世帯（親と同居）で2割を超えています。

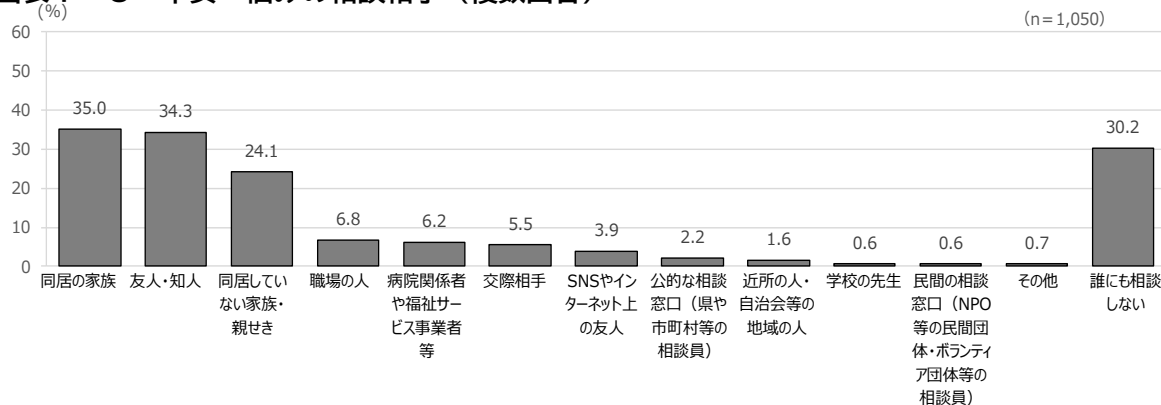
(イ) 不安・悩みの相談相手

不安・悩みの相談相手では、「同居の家族」(35.0%)と「友人・知人」(34.3%)の割合がそれぞれ3割強と高く、次いで「同居していない家族・親せき」(24.1%)となっています。また、「誰にも相談しない」(30.2%)も3割を占めています。

「誰にも相談しない」の割合は、年齢別では40・50歳代で、婚姻状況別では死別や未婚で、家族構成別では一人暮らしや二世帯世帯（親と同居）で3割を超えています。

（図表参考3-8（114頁））

図表1-8：不安・悩みの相談相手（複数回答）

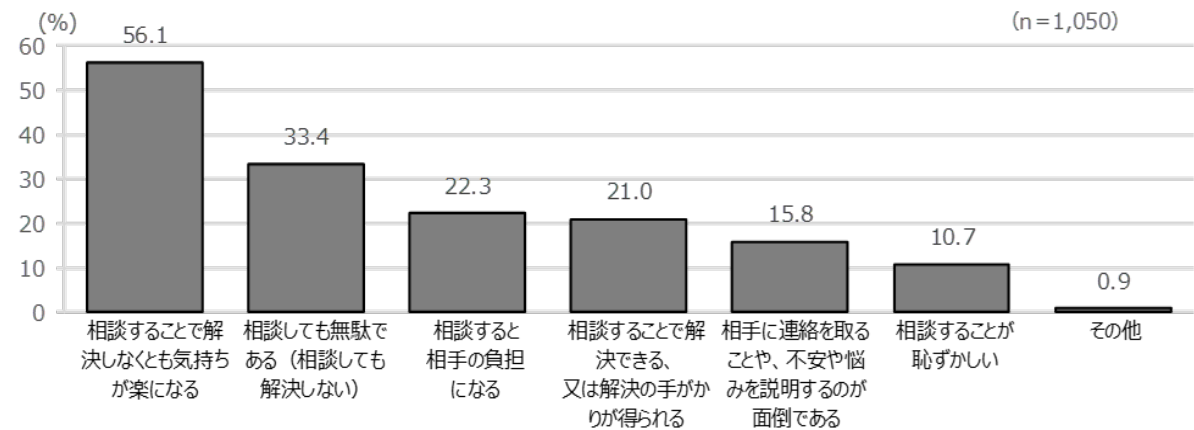


●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

(ウ) 相談することについての考え

不安や悩みを誰かに相談することについて、どのように思うか尋ねたところ、「相談することで解決しなくとも気持ちが楽になる」(56.1%)の割合が5割を超えて最も高く、次いで「相談しても無駄である(相談しても解決しない)」(33.4%)となっています。

図表1-9：相談することについての考え（複数回答）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

年齢別にみると、すべての年代で「相談することで解決しなくとも気持ちが楽になる」の割合が最も高くなっていますが、特に60歳代以上で高く、6割を超えています。「相手に連絡を取ることや、不安や悩みを説明するのが面倒である」や「相談することが恥ずかしい」の割合は50歳代以上に比べて40歳代以下で高くなっています。また、「相談すると相手の負担になる」の割合は20歳代以下で3割強と他の年代に比べて顕著に高くなっています。(図表参考3-9(115頁))

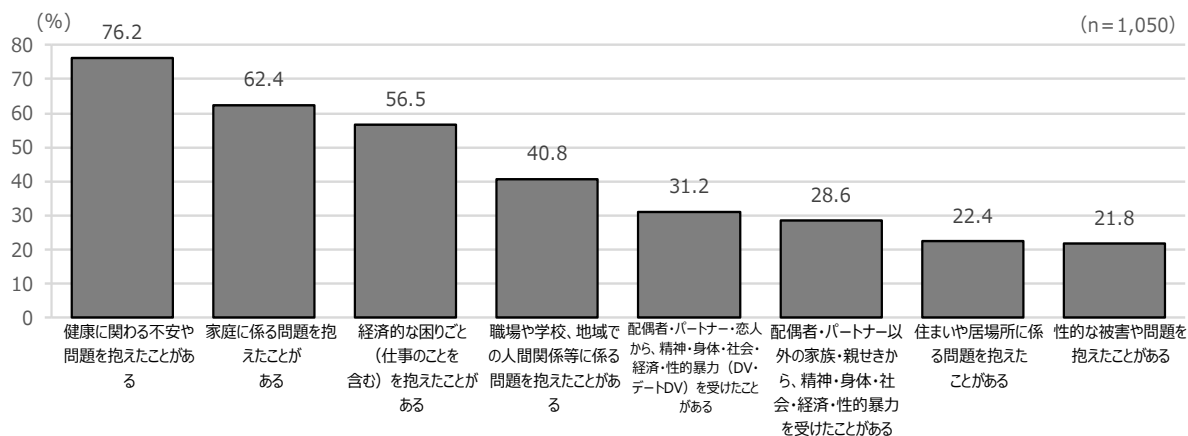
困難状況(抱える困難の数)別にみると、抱える困難の種類が多いほど「相談しても無駄である(相談しても解決しない)」や「相談すると相手の負担になる」、「相手に連絡を取ることや、不安や悩みを説明するのが面倒である」、「相談することが恥ずかしい」といった相談することに対するネガティブな考えの割合が高くなっています。

ウ 抱える困難の状況

(ア) 抱える困難の状況

「健康に関わる不安や問題」(76.2%)の割合が7割を超えて最も高く、次いで「家庭に係る問題」(62.4%)、「経済的な困りごと」(56.5%)となっています。

図表1-10：抱える困難の状況（全体）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

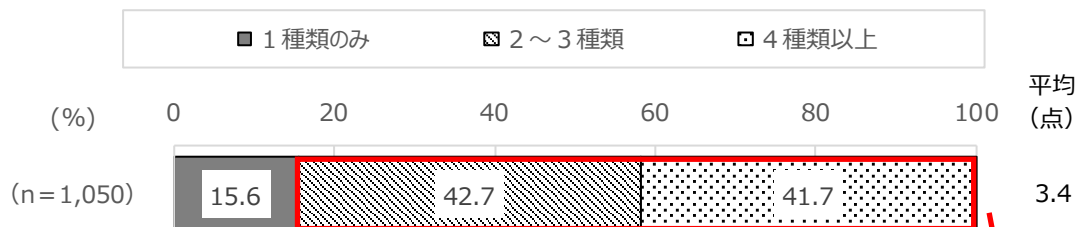
年齢別にみると、「性的な被害や問題」や「職場や学校、地域での人間関係等に係る問題」、「住まいや居場所に係る問題」の割合は年齢が若いほど高くなっています。「経済的な困りごと(仕事のことを含む)」の割合は30歳代・50歳代で、「家庭に係る問題」の割合は30歳代・60歳代で他の年代に比べて高くなっています。なお、「健康に関わる不安や問題」はすべての年代で7割を超えて最も高いですが、なかでも60歳代以上では8割超と高くなっています。(図表参考3-10(116頁))

婚姻状況別にみると、「配偶者・パートナー・恋人からの暴力」の割合は離別者で高く、5割を超えています。

(イ) 抱える困難の数

女性が抱える困難な問題は、近年、複雑・多様化、かつ、複合的なものになっていると言われています。抱える困難の数(種類)をみると、「2~3種類」(42.7%)と「4種類以上」(41.7%)がそれぞれ4割強を占めており、8割以上の方が複合的な困難を抱えています。

図表1-11：抱える困難の数



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県) 『2種類以上』の割合 84.4%

「4種類以上」の割合に着目すると、年齢別では30歳代以下で5割弱と高く、婚姻状況別では離別・死別している方が5割以上と高くなっています。(図表参考3-11(117頁))

第3章 困難な問題を抱える女性の状況及び取り組むべき事項

抱える困難の数ごとに困難の内容をみると、抱える困難が1種類の場合は「健康に関わる不安や問題」(56.1%)の割合が最も高く、その他はいずれも1割以下となっています。

抱える困難が2～3種類の場合は「健康に関わる問題」(67.4%)、「家庭に係る問題」(56.0%)、「経済的な困りごと(仕事のことを含む)」(50.2%)がそれぞれ5割以上と高くなっています。

抱える困難が4種類以上になると、上記の2～3種類の場合と同様の3項目がそれぞれ8～9割で上位にあがっているほか、その他の項目もそれぞれ4～7割弱となっています。

図表1-12：抱える困難の数別 抱える困難の状況（複数回答） (%)

		調査数 (n)	健康に関わる不安や問題を抱えたことがある	家庭に係る問題を抱えたことがある	経済的な困りごと(仕事のことを含む)を抱えたことがある	職場や学校、地域での人間関係等に係る問題を抱えたことがある	配偶者・パートナー・恋人から、精神・身体・社会・経済・性的暴力(DV・デートDV)を受けたことがある	配偶者・パートナー以外の家族・親せきから、精神・身体・社会・経済・性的暴力暴力を受けたことがある	住まいや居場所に係る問題を抱えたことがある	性的な被害や問題を抱えたことがある
全体		1,050	76.2	62.4	56.5	40.8	31.2	28.6	22.4	21.8
抱える困難数	1種類のみ	164	56.1	12.8	13.4	7.3	4.9	1.8	3.0	0.6
	2～3種類	448	67.4	56.0	50.2	28.1	17.9	14.5	7.4	9.4
	4種類以上	438	92.7	87.4	79.0	66.2	54.8	53.0	45.0	42.5

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

Ⅱ 困難への対応状況

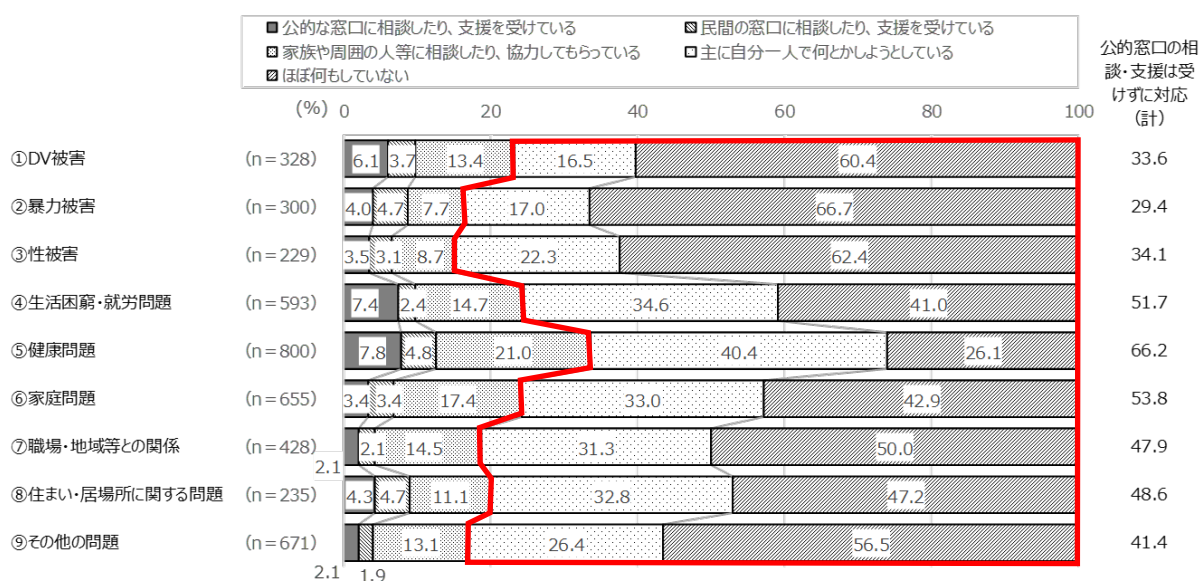
(ア) 困難への対応状況

自分が困難な状況に陥った際、どのように対応したか調査したところ、⑤健康問題以外は「ほぼ何もしていない」の割合が最も高く、それぞれ4～6割強を占めています。

「公的窓口に相談したり、支援を受けている」の割合は、④生活困窮・就労問題と⑤健康問題の該当者の7%台をはじめ、いずれも1割未満となっています。「民間の窓口に相談したり、支援を受けている」の割合はいずれも5%未満でした。

また、公的窓口の相談・支援は受けずに対応している人の割合は、⑤健康問題該当者(66.2%)で最も高く、次いで⑥家庭問題該当者(53.8%)、④生活困窮・就労問題該当者(51.7%)となっています。

図表1-13：困難への対応状況



※現在は問題が解決している場合は解決前の状況について回答。複数の対応方法に該当する場合は最も頻度の高い対応方法を1つだけ選択。

※公的窓口の相談・支援は受けずに対応(計)：「民間の窓口に相談したり、支援を受けている」「家族や周囲の人等に相談したり、協力してもらっている」「主に自分一人で何とかしようとしている」の合計値。

※上記のグラフ中の①～⑨の表記は、下表の内容を省略したもの(以降、同様)。

《①～⑨ 凡例》

表記	内容
① DV被害	配偶者・パートナー・恋人から、精神・身体・社会・経済・性的暴力(DV・デートDV)を受けたことがある
② 暴力被害	配偶者・パートナー以外の家族・親せきから、精神・身体・社会・経済・性的暴力を受けたことがある
③ 性被害	性的な被害や問題を抱えたことがある
④ 生活困窮・就労問題	経済的な困りごと(仕事のことを含む)を抱えたことがある
⑤ 健康問題	健康に関わる不安や問題を抱えたことがある
⑥ 家庭問題	家庭に係る問題を抱えたことがある
⑦ 職場・地域等との関係	職場や学校、地域での人間関係等に係る問題を抱えたことがある
⑧ 住まい・居場所に関する問題	住まいや居場所に係る問題を抱えたことがある
⑨ その他の問題	上記以外

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

第3章 困難な問題を抱える女性の状況及び取り組むべき事項

公的窓口の相談・支援は受けずに対応している人の割合を、年齢別にみると、①DV被害や②暴力被害、③性被害、④生活困窮・就労問題、⑦職場・地域等との関係では、30歳代以下で他の年代に比べて割合が高くなっています。(図表参考3-13(118頁))

(イ) 公的な窓口の相談・支援を受けていない理由

公的な窓口の相談・支援を受けていない理由を尋ねたところ、困難事項該当者ごとの理由として最も割合が高いものは、①DV被害(配偶者・パートナー等からの暴力問題)、②暴力被害(その他の家族等からの暴力問題)、⑧住まい・居場所に関する問題の該当者では「どこに相談したらよいかわからないから」、③性被害や⑨その他の問題の該当者では「どこに相談したらよいかわからないから」と「公的な窓口で解決できるとは思わないから」、④生活困窮・就労問題該当者では「必要だが我慢できる程度だから」、⑤健康問題該当者では「必要ではないから」、⑥家庭問題該当者では「公的な窓口で解決できるとは思わないから」、⑦職場・地域等での人間関係問題該当者では「どこに相談したらよいかわからないから」と「必要ではないから」となっています。

また、「支援を受けるための手続きが面倒だから」や「恥ずかしいと思うから」の割合は、①DV被害(配偶者・パートナー等からの暴力)や③性被害の該当者で他に比べて高くなっています。

図表1-14：公的な窓口の相談・支援を受けていない理由（複数回答）

	調査数 (n)	どこに相談したらよいかわからないから	支援を受けるための手続きが面倒だから	必要ではないから	必要だが、我慢できる程度だから	上手く伝えることができないから	恥ずかしいと思うから	以前相談したが、その際に嫌な思いをしたから	以前相談したが、断られたから(支援対象外の場合を含む)	公的な窓口で解決できないから	その他
①DV被害	110	25.5	14.5	20.9	20.9	9.1	10.0	7.3	9.1	22.7	6.4
②暴力被害	88	29.5	10.2	14.8	15.9	10.2	5.7	5.7	5.7	22.7	6.8
③性被害	78	21.8	14.1	14.1	17.9	3.8	11.5	9.0	3.8	21.8	11.5
④生活困窮・就労問題	306	23.9	9.5	17.3	26.1	5.2	7.8	3.6	4.9	18.6	2.3
⑤健康問題	529	18.1	7.6	26.5	23.8	7.2	1.9	2.5	1.9	22.7	3.6
⑥家庭問題	352	23.3	8.2	21.0	20.2	6.5	5.1	2.8	2.6	24.1	3.1
⑦職場・地域等との関係	205	22.0	10.2	22.0	19.0	8.3	4.9	2.9	0.5	21.0	2.4
⑧住まい・居場所に関する問題	114	31.6	8.8	16.7	19.3	8.8	2.6	6.1	2.6	17.5	1.8
⑨その他の問題	278	24.1	5.0	23.7	18.7	4.7	4.0	2.5	1.8	24.1	2.2

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

(ウ) 相談・支援窓口に見込む形態

公的な窓口の相談・支援を受けていない人に、どのような窓口なら相談しようと思うか尋ねたところ、すべての困難事項該当者に共通して「個人情報を出さなくてよい窓口」の割合が最も高く、③性被害該当者（52.6%）をはじめ、それぞれ3～5割前後となっています。このほか、「周りに知られないで相談できる窓口」や「継続して相談を続けられる窓口」の割合が、全項目を通じて2～3割台と高くなっています。

また、「24時間相談できる窓口」の割合は①DV被害（配偶者・パートナー等からの暴力問題）、②暴力被害（その他の家族等からの暴力問題）、③性被害の該当者で、「自分の希望をよく聞いてくれる窓口」の割合は④生活困窮・就労問題の該当者で、「法律や心理学などの専門家に相談できる窓口」の割合は①DV被害（配偶者・パートナー等からの暴力問題）の該当者で他に比べて高くなっています。

図表1-15：相談・支援窓口に見込む形態（複数回答）

	調査数 (n)	24時間相談できる 窓口	個人情報を 出さなくて よい窓口	周りに知ら れないで相談 できる 窓口	継続して相 談を続けら れる窓口	同じ悩みを もつ人とおし が話したり、 相談できる 場所	何か理由が なくても気軽 に立ち寄れ ることができる 場所	自分の希望 をよく聞いて くれる 窓口	同年代の人 が話を聞いて くれる 窓口	法律や心理 学などの専 門家に相談 できる窓口	自分の困り ごとに気づい て声をかけて くれる人	その他
①DV被害	110	26.4	38.2	32.7	30.9	14.5	20.0	19.1	4.5	26.4	19.1	1.8
②暴力被害	88	28.4	37.5	31.8	30.7	12.5	13.6	21.6	3.4	18.2	17.0	4.5
③性被害	78	26.9	52.6	34.6	29.5	6.4	11.5	16.7	2.6	21.8	14.1	3.8
④生活困窮・就労問題	306	19.6	36.6	31.0	26.8	11.4	18.3	23.9	5.6	19.6	15.4	2.3
⑤健康問題	529	18.7	28.0	21.0	26.8	15.5	24.0	18.1	6.2	13.0	17.6	4.9
⑥家庭問題	352	19.9	39.8	29.3	26.7	14.8	18.8	17.3	6.0	21.0	13.9	2.6
⑦職場・地域等との関係	205	20.5	36.1	28.3	22.9	16.6	20.5	16.6	8.3	15.6	17.1	1.5
⑧住まい・居場所に関する問題	114	22.8	35.1	22.8	23.7	11.4	15.8	19.3	3.5	18.4	17.5	2.6
⑨その他の問題	278	18.0	33.8	23.4	21.9	13.7	18.7	15.8	6.1	20.1	16.2	2.5

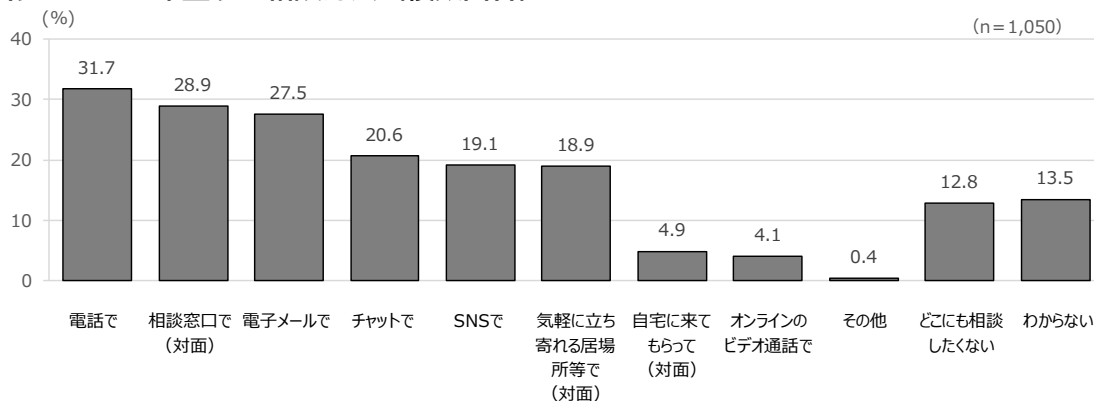
●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

オ 相談・支援について

(ア) 希望する相談方法

今後、相談窓口（民間含む）に相談するとしたらどのような形で相談したいか、希望する相談方法を尋ねたところ、「電話で」（31.7%）の割合が最も高く、次いで「相談窓口で（対面）」（28.9%）、「電子メールで」（27.5%）となっています。

図表1-16：希望する相談方法（複数回答）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

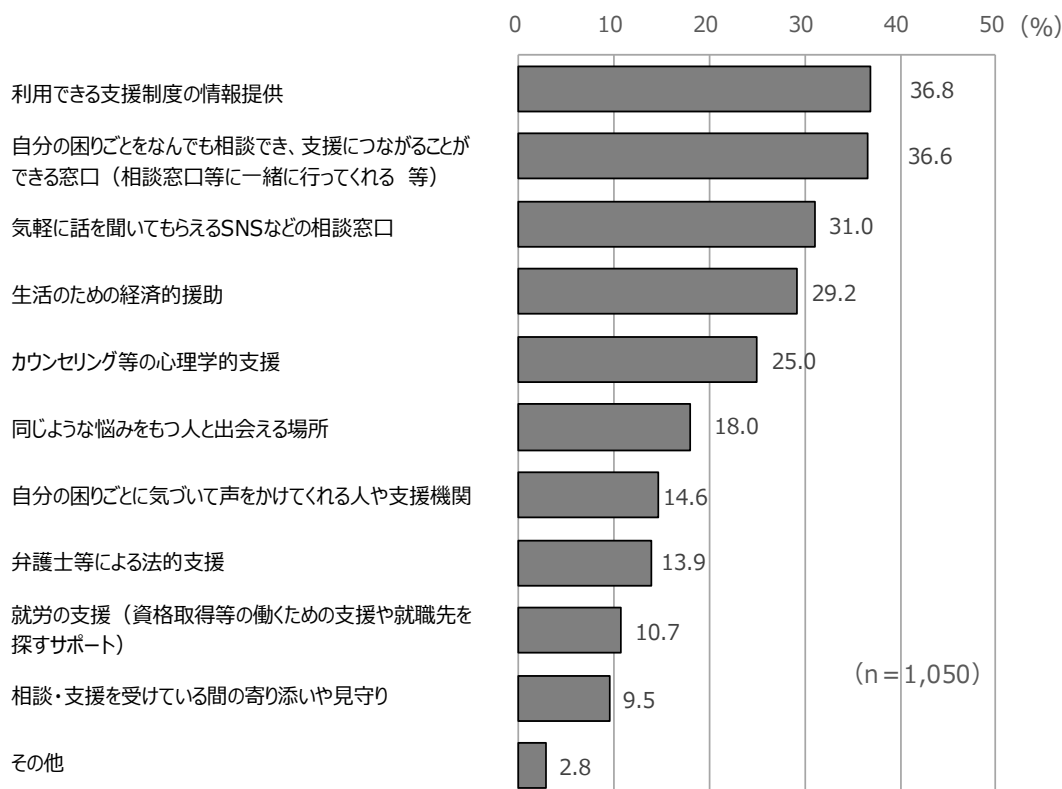
年齢別にみると、「SNSで」や「チャットで」の割合は年齢が若いほど高く、30歳代で3割強、20歳代以下で4割前後と高くなっています。「電子メールで」の割合は30・40歳代で3割強と高い傾向にあります。一方、「電話で」や「相談窓口で（対面）」の割合は年齢が高いほど高く、70歳代以上で4割を超えています。また、「気軽に立ち寄れる居場所等で（対面）」の割合は40歳代以下に比べて50歳代以上で高く、2割を超えています。（図表参考3-16（119頁））

困難状況（抱える困難の数）別にみると、4種類以上の多数の困難を抱える層では3種類以下の層に比べて全般的に割合が高くなっており、特に「気軽に立ち寄れる居場所等で（対面）」の割合が2割強と高くなっています。

(イ) 困難を解決するために必要な環境・支援

回答者自身が抱える困難を解決するためにどのような環境や支援があるとよいと思うか尋ねたところ、「利用できる支援制度の情報提供」(36.8%)と「自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながるができる窓口」(36.6%)の割合がそれぞれ4割弱と高く、次いで「気軽に話を聞いてもらえるSNSなどの相談窓口」(31.0%)、「生活のための経済的援助」(29.2%)、「カウンセリング等の心理学的支援」(25.0%)となっています。

図表1-17：困難を解決するために必要な環境・支援（複数回答3つまで）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

年齢別にみると、「気軽に話を聞いてもらえるSNSなどの相談窓口」や「自分の困りごとに気づいて声をかけてくれる人や支援機関」の割合は年齢が若いほど高く、20歳代以下で他に比べて顕著に高くなっています。一方、「利用できる支援制度の情報提供」や「弁護士等による法的支援」の割合は年齢が高いほど高くなっています。また、「自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながるができる窓口」や「相談・支援を受けている間の寄り添いや見守り」は70歳代で他に比べて顕著に高くなっています。(図表参考3-17(120頁))

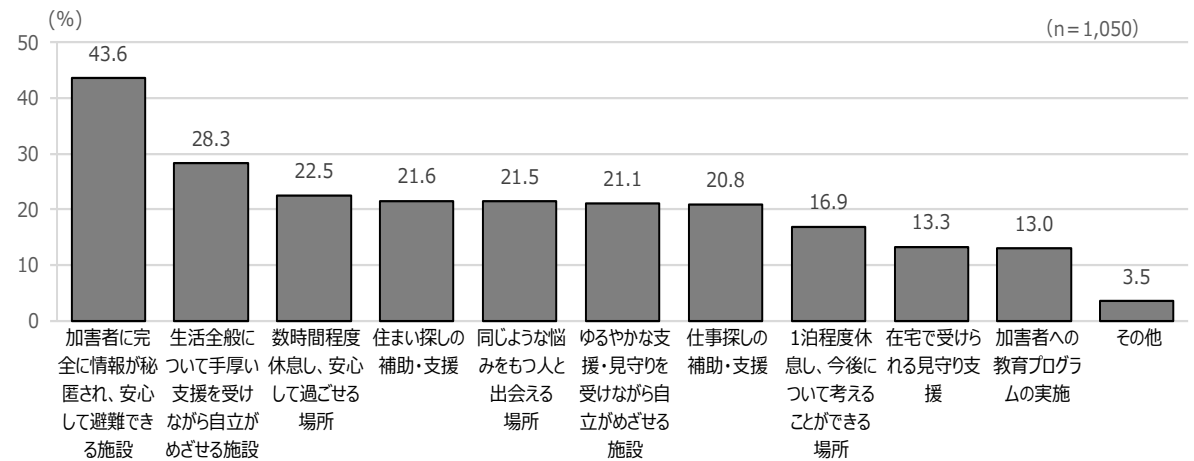
世帯年収別にみると、「生活のための経済的援助」の割合は世帯年収が低いほど概ね高く、100～200万円台の層で4割を超えています。

困難状況(抱える困難の数)別にみると、「生活のための経済的援助」や「就労の支援」、「自分の困りごとに気づいて声をかけてくれる人や支援機関」の割合は、抱える困難の種類が多いほど高くなっています。

(ウ) DV等の解決のために必要な環境・支援

DVや虐待等の困りごとを解決するためにどのような環境や支援があるとよいと思うか尋ねたところ、「加害者に完全に情報が秘匿され、安心して避難できる施設」(43.6%)の割合が4割を超えて最も高く、次いで「生活全般について手厚い支援を受けながら自立がめざせる施設」(28.3%)、「数時間程度休息し、安心して過ごせる場所」(22.5%)となっています。

図表1-18：DV等の解決のために必要な環境・支援（複数回答3つまで）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

年齢別にみると、「数時間程度休息し、安心して過ごせる場所」の割合は20歳代以下で3割強と高くなっています。また、「1泊程度休息し、今後について考えることができる場所」の割合は30歳代以下で2割を超えています。（図表参考3-18（121頁））

(工) 抱える困難や支援に対する要望等（当事者の生の声）

悩み・困りごとの内容では「配偶者・パートナー以外の家族に関する問題」（28件）や「心身不調や健康に関する悩み」（26件）、「生活困窮や収入に関する悩み」（21件）などが多く寄せられています。

希望する支援等に関する意見では、「親身に寄り添ってくれる相談窓口」（35件）や「気軽に何でも相談できる窓口」（34件）、「適切な相談につないでほしい」（30件）などの相談窓口に関する要望が多く寄せられています。

図表1-19：抱える困難や希望する支援に対する要望等（自由記述）

	分類	件数	備考
悩みや困りごとについて	配偶者・パートナー以外の家族に関する問題	28	モラハラや暴力等のDV、家族不仲、過干渉、家族の病氣・障がい、その他問題行動、相統争い 等
	心身不調や健康に関する悩み	26	
	生活困窮や収入に関する悩み	21	
	介護・看護や子育ての悩み	15	
	配偶者・パートナーに関する問題	11	モラハラや暴力、不仲・離婚問題、問題行動（浪費、働かない等） など
	仕事に関する悩み	10	
	孤独・孤立	9	
	職場や地域での人間関係等の悩み	7	パワハラ、不仲、地域トラブル等
	その他の悩み・困りごと	17	性被害、住まい・居場所、将来への不安 など
希望する支援等について	親身に寄り添ってくれる相談窓口がほしい	35	いつでも親身に寄り添って対応してくれる人や相談窓口がほしい、話を否定せずに聞いてほしい
	気軽に何でも相談できる相談窓口がほしい	34	
	適切な相談につないでほしい	30	自分にあった相談先がわからない、必要な支援につないでくれる窓口がほしい
	相談しても解決できないと思っている	28	相談では解決できないと思っている、相談を諦めている、支援はもらえない（自分で頑張る） など
	相談窓口での情報保護を徹底してほしい	21	個人情報保護、守秘義務の徹底、匿名で利用できる相談窓口
	居場所の提供や住まいの確保を支援してほしい	20	一時的な宿泊ができる居場所や避難場所の提供、住まい確保の支援
	息抜きや悩みを話せる場所がほしい	19	息抜きやストレス解消ができる場所、自然に悩みを話せる場所、同じ悩みを抱える人と話せる場所
	経済的援助がほしい	19	
	とにかく話を聞いてほしい	16	つらさを理解してほしい、話を聞いてもらっただけでよい
	就労支援をしてほしい	16	職業紹介、職業訓練、就労継続支援 など
	いつでもすぐに利用できる相談窓口がほしい	14	24時間対応の相談窓口、電話やLINE、チャットによる相談
	相談・支援の利便性や質の向上に取り組んでほしい	14	相談員の資質向上、対面やオンライン等による多様な相談手法・機会の充実、支援の利用条件の緩和 など
	無料で利用できる相談窓口や支援がほしい	13	
	DV対策を充実してほしい	13	DVに関する相談・支援、DV加害者への教育、DVIに関する広報啓発 など
	相談・支援内容をしっかり周知してほしい	11	相談窓口や支援内容等の広報・周知、必要な人に情報が届く仕組みづくり
	保健・医療・福祉に係る相談・支援がほしい	10	がんや障がい等に関する相談・支援、家事をはじめとした日常生活の支援 など
	専門家による相談・支援を受けたい	9	法律相談、福祉・医療の専門相談 など
	相談することをためらっている	9	相談するには勇気がいる、恥ずかしい、敷居が高い など
	必要な支援がわからない	8	
	自立生活のための総合的な支援をしてほしい	7	住まい確保から就労支援まで、自立生活のための総合的な支援
問題解決まで継続して支援してほしい	5		
その他相談・支援への要望等	12		
その他の意見・要望	29		

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

(2) 市町村等に対するヒアリングの状況

ア 女性保護支援につながらなかった理由

2023（令和5）年、当事者への支援を実施する市町村及び福祉事務所等に「支援が必要と考えられるが、女性保護支援に乗せられなかった理由」について尋ねたところ、「入所者（主にDV等の暴力で加害者からの迫及の可能性がある方）の安全を守るため、一時保護所等における生活上の様々な制限があること」が理由として多く挙げられました。

(ア) 一時保護所における生活上の制限によるもの

- ・通信機器（携帯電話等）を手放したくない
- ・親族等と連絡がとれない
- ・外出（通勤・通学）ができない（仕事を変えたくない、辞めたくない）

(イ) 生活地域・環境の変化によるもの

- ・市外へ転居したくない、今の自宅近くで生活したい
- ・出産間近で生活環境を変えたくない
- ・地元を離れたくない

(ウ) 子の学習環境の変化によるもの

- ・子の転校は避けたい
- ・男子高校生の就学継続を優先

(エ) 家族等の状況によるもの

- ・家族の介護があるため自宅を離れられない
- ・ペットを置いていけない

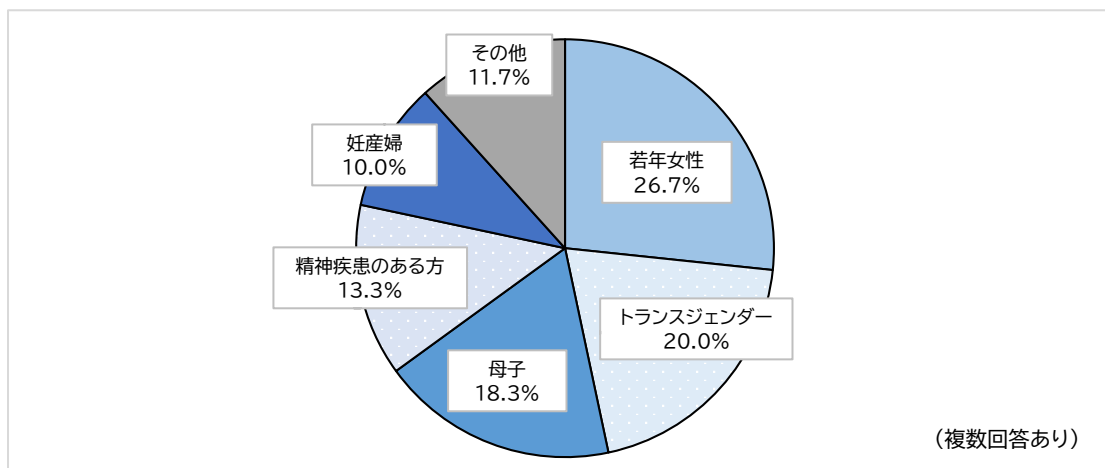
(オ) その他

- ・集団生活はできない
- ・担当職員が相談内容を漏らすのではないかと信用できない

イ 特に支援が届いていないと思われる方の属性

若年女性が約4分の1を占め最も多く、次いでトランスジェンダー、母子となっています。また、その他として、単身女性や情報弱者といった回答もありました。

図表1-20：特に支援が届いていないと思われる方の属性

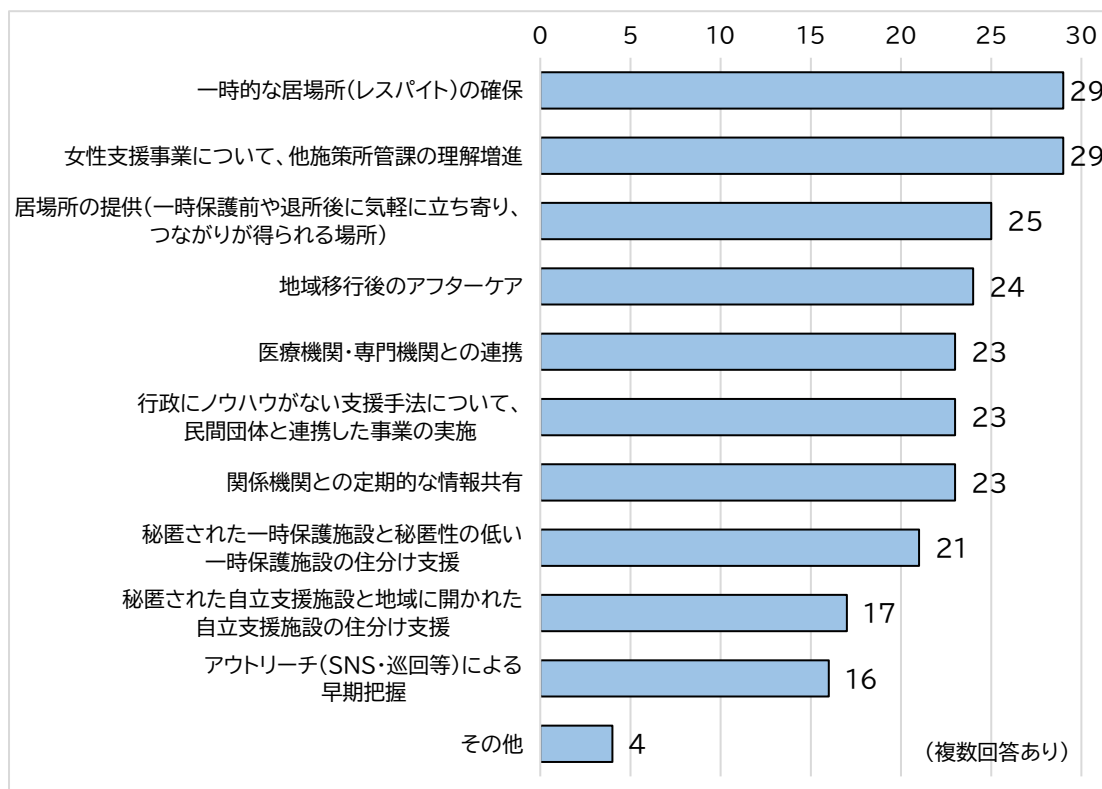


●出典：県共生推進本部室調べ

ウ 女性支援事業に必要だと思う施策

「一時的な居場所(レスパイト)の確保」、「女性支援事業について、他施策所管課の理解増進」が最も多い結果となっています。また、全40団体のうち、半数を超える団体が、選択肢にあるほとんどの施策を必要だと回答しており、様々な施策が望まれていることがわかります。

図表1-21：女性支援事業に必要だと思う施策



●出典：県共生推進本部室調べ

(3) 民間支援団体に対するヒアリングの状況

ア 民間支援団体の状況

県内には、DV被害者等の一時保護を実施する民間シェルター運営団体や、若年女性、外国籍当事者、生活困窮者への支援を行う団体など、様々な特色を持った団体が活動しています。当事者が抱える困難やその背景は一つとして同じ状況はありません。当事者一人ひとりに寄り添ったきめ細かい支援を行うためには公的支援のみならず、独自の知見や特色を持つ民間団体と協働して支援を行うことが必要です。その一方で、民間団体は人的・財政的状況が厳しく、長年女性支援に尽力されてきた団体でも事業廃止する団体が出てきています。民間団体は、それぞれが特徴を持った活動をしており、各団体がそれぞれ唯一の存在です。県、市町村、民間団体が連携して当事者にきめの細かい支援していくためには、民間団体に対する支援も必要です。

イ ヒアリングの結果

2023（令和5）年、県内で活動する女性支援団体に支援の課題等のヒアリングを行った結果、次のような意見がありました。

(ア) 当事者の状況

- ・多様で複数の課題を抱えている。小さいころからずっと虐待されていたとか、本人の責任ではない課題が複雑に絡み合っている。
- ・外からみたらひどい状況で、誰が聞いても抱える困難が大きいのに、「自分の状態ではまだ相談しなくて大丈夫」と思っている当事者が多い。

(イ) 連携の重要性

- ・若者からの相談では、特に両親との関係に悩んでいることが多く、その両親も困っているケースがある。団体が当事者の味方になるだけでは、根本的には解決しない。両親にも、地域にも、みんなに味方がいる状態にするためには、民間の1団体だけではなく、他機関と連携していく仕組みが必要。
- ・各分野支援機関との連携が絶対に欠かせない。様々な機関につながる選択肢と、受け止めてくれる先を増やしていくことが必要。
- ・「私はこういう状態で、今こういうことに困っているから、力を借りたい」と言えるよう、団体は支援する。行政も民間もみんなチーム、そういったことが感じられる支援が必要。

(ウ) 必要な支援・課題

- ・特に若年当事者は、相談する相手が「顔見知り」であるということが重要。「誰でも相談してよい」と案内しても、なかなか相談できない。「相手の顔」が見えていないとつながらない。実際に会ったことがなくても、ネット上でも団体の活動状況を見てもらっている方は、「顔見知り感」を持ってくれるようだ。顔見知りであるというのが、当事者とつながるためには必要。
- ・DV被害者は、加害者との関係を調整してほしいと求める方が多い。役所や警察は夫婦間調整はしてくれないし、弁護士を雇うと時間がかかるし、自分一人では怖い。そういう意味で、一時保護ではなく、自由に夫と連絡をとって見て、ゆっくり考えることができる施設が必要。

- ・地域に開かれた自立支援施設が必要。これまでのシェルターのように、居場所を隠すのではなく、地域とつながりを持ちながら自立支援をしていく。地域で支援することが必要なこともある。
- ・多様なケースに受入れ可能な施設が足りない。現状のシェルターはスマホの持ち込み不可というのが一番の課題。追及のあるケースとそうでないケースを同じ施設の中でサポートしていくのは困難。特に若年当事者はスマホを持ち込みできないと支援を断ってしまうことが多いので、多様なケースでそれぞれに受け入れられる施設がないと今後の支援はかなり難しい。
- ・中期的に利用可能な施設の場合、就労ができるかどうかが課題になる。施設がある程度利便性がいい場所にないと、就労支援が難しい。
- ・妊産婦対応可能な保護施設が少なく、対応の選択肢が限られている。
- ・重篤な精神疾患がある方や、自傷行為の可能性が高い方の施設受入れについて課題がある。
- ・一時保護所退所後の支援が続いていかないことが課題。民間アパート入居後、支援が生活保護だけだと、本人の精神的な課題や同伴児童への支援が繋がらない。
- ・運営資金と運営の担い手の充実が課題。女性支援が公共の福祉となり、運営が安定することを望む。

(工) 行政に求めること

- ・当事者はつらい中、勇気を出してすごく頑張って相談をしている。行政も「よくここまで来てくれたね」といったねぎらいの言葉など、ちょっとした気遣いで本人の受ける印象、今後の関係性が全く異なる。行政の最初の対応によっては二度と行政窓口に行かなくなる。行政には「誰でも相談していいんだよ」という、オープンなイメージが必要。
- ・女性相談員には立場的、権限的な弱さがあるのではないか。相談員が動いても協力してくれない他機関もあるようだ。役所の中でどこが力を持っているかによって、対応できるケースが異なる。
- ・担当市町村により対応や保護基準が違うため、県内である程度統一してほしい。
- ・女性相談支援員をプロとして養成すること、そのためには経験年数等の重要性を非常に感じている。
- ・新法の内容そのものの研修、困難ケースに連携して対応していくための研修とワークショップをしてほしい。

2 重点的に取り組むべき事項

1に示した現状を踏まえ、本計画の施策において重点的に取り組む事項を示します。

<支援体制の充実>

(1) 関係機関と連携・協働した支援体制の充実

当事者への支援に関わるすべての関係機関・団体が、対等な関係性の下、当事者本人を中心に、連携・協働することが重要です。支援調整会議等も活用しながら、相互に情報を共有し、それぞれの機関・団体の支援についての考え方や特徴について理解を深め、連携・協働の体制を強化することが重要です。

ア 各機関との連携体制の充実

(ア) 市町村との連携

県と市町村は、支援に係る情報を共有し、連携協力しながら当事者への支援を実施しており、それぞれの役割分担の下、当事者目線に立った支援を実施していく必要があります。

(イ) 民間団体との連携

県では、一時保護の一部を民間団体に委託して実施するとともに様々な方に対応した相談・保護事業を実施しています。また、多言語による当事者相談や若年者向けの啓発事業などに連携して取り組んでいます。

今後も、民間団体の持つ専門性や先進性、きめ細かで柔軟な対応力を重視しながら、連携・協働し当事者支援を充実していくことが求められています。

(ウ) 関係機関等との連携

これまで、DV防止と被害者支援の施策を推進していくため、弁護士会、医師会、法テラス、民間団体、法務局のほか、市町村及び県関係部署の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」を設置し、関係機関・関係団体の連携を図るとともに、各地域で市町村、警察、児童相談所等の関係機関で構成する情報交換のための会議を開催し、地域における連携の強化に努めてきました。女性支援法施行後は、困難な問題を抱える女性支援の施策を推進していくための「支援調整会議」を設置し、関係機関との連携に努めます。

引き続き、県と市町村や民間団体、関係機関が相互に連携しながら施策を進めるとともに、都道府県にまたがる広域的なネットワークや、市町村を単位とする身近な地域でのネットワークの充実が求められています。

イ 支援のための人材育成

(ア) 人材育成・資質向上等

各自治体で当事者の相談や支援に当たる女性相談支援員には、専門的な知識やスキルが求められる一方、少人数で支援に対応している自治体も少なくありません。

当事者は、精神的な課題など、多様で複合的な課題を抱えているケースが多く、安心して相談や支援を受ける環境を整備するため、県は、女性相談支援員や行政職

員、民間団体スタッフ等に対して研修を実施するほか、県配偶者暴力相談支援センターによる関係機関への専門的助言を実施するなど、人材を育成し、その資質向上に取り組んでいます。

また、相談や一時保護、自立支援に関わる関係機関は、当事者が抱える困難の特性等を十分に理解し、さらなる被害（二次的被害¹¹）が生じることのないよう、当事者の状況に十分に配慮した慎重な対応が望まれます。多様化する困難な問題への適切な対応をしつつ、二次的被害が生じることのないよう、関係機関における情報提供・共有を行いながら、資質向上のため、県と市町村、民間団体等が連携することが求められています。

<支援施策の充実>

(2) 早期発見・対応と周知・啓発

ア 当事者の早期発見

困難を解決するために必要な環境・支援として、当事者は「自分の困りごとに気づいて声をかけてくれる人や支援機関」を求めていることがわかりました。特に20歳代以下の若年層でそのニーズが高くなっています。相談につながっていない方、また、そもそも相談窓口があることを知らない方を早期に把握し、必要な時には支援を受けることができることを伝えていく体制の整備が求められます。（図表1—17（21頁）、図表参考3—17（120頁））

イ 居場所の提供

「相談・支援窓口に望む形態」では、「何か理由がなくても気軽に立ち寄れることができる場所」や「同じ悩みをもつ人同士が話したり、相談できる場所」を希望する声が多く上がりました。また当事者からも「息抜きや悩みを話せる場所がほしい」といった意見が複数寄せられています。（図表1—15（19頁））

気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者と話すことや、他の女性達とも交流することができるような、女性のための居場所が必要です。

ウ 支援に関する周知啓発

「困難への対応状況」では、「ほぼ何もしていない」という回答が多数を占めました。（図表1—13（17頁））当事者が相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努めると同時に、当事者が相談しようと思えるような周知方法が必要です。また、当事者が抱える困難は多岐にわたるため、行政の福祉窓口のみならず、様々な場面で県民と接する窓口で、当事者を早期に発見できるよう、県民や関係職員に対する意識啓発が必要です。

エ 未然防止に向けた意識啓発

性的暴力や身体的暴力と比べ、精神的暴力や社会的暴力がDVに当たるとの認知度

¹¹ 「二次的被害」

関係機関の不適切な対応によって被害者へさらなる被害を与えること。

は依然として低い状況になっています。(図表参考1—4 (72頁)) また当事者自身がDV被害を受けていることに気づいていないことがあります。さらに、暴力以外の「困難への対処状況」として、生活困窮や性被害では「ほぼ何もしていない」、「主に自分一人で何とかしようとしている」といった回答が多数を占めています(図表1—13 (17頁)) 妊娠に関する困難など、女性が抱えやすい様々な困難の未然防止のためには、効果的な広報・意識啓発が必要です。

(3) 安心して相談できる体制の整備

困難を解決するために必要な環境・支援では、「利用できる支援制度の情報提供」や、「自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながるができる窓口」、「気軽に話を聞いてもらえる SNS などの相談窓口」等が多く求められており、様々な媒体・手法による相談ニーズが高くなっています。(図表1—17 (21頁))

一方で、抱える悩みが多いほど、「相談しても無駄である」といった相談に対するネガティブな考えの割合が高くなっていることから、複雑に絡み合った課題を本人と一緒に考え、適切な相談支援につなげ、必要に応じて同行支援するといった伴走型の相談窓口が必要です。(図表参考3—9 (115頁))

(4) 安心・安全が守られる保護体制の整備

当事者の一時保護には、なにより安心・安全が最優先に求められます。そのため、支援スキームを含めて極めて慎重に運用していく必要があります。

女性相談の件数は年々増加傾向にある一方で、一時保護件数は年々減少傾向にあります。これは、一時保護所が通信機器の使用制限、外出制限等、安心・安全のためのルールを設けていることが一因であると指摘されています(市町村等及び民間支援団体ヒアリング結果より)。しかしながら、一時保護所の利用者は、暴力被害者だけでなく、生活困窮や借金がある等の経済的な課題や、病気や妊娠等の医療的な課題を抱えていたり、住居が無い又は何らかの事情で帰宅することができない等、様々です。

また、居場所等を厳重に隠さなければならない場合と、隠す必要性は低く、むしろ社会とのつながりを維持することが自立を促進する場合とがあり、求められる支援の性格もそれぞれ大きく異なることから、利用者個々の状況に合わせた一時保護のあり方を検討していく必要があります。

(5) 自分らしく暮らすための自立支援の促進

ア 医学的又は心理学的支援

複数の困難を抱える人ほど、メンタルヘルスの不調や生きづらさ、孤独・孤立感を抱えるなど、主観的健康感の状態が良くない人の割合が顕著に高くなっています。(図表1—2 (9頁)、1—3 (10頁)、1—4 (10頁)、1—5 (11頁)、1—6 (12頁) 図表参考3—2 (108頁)、3—3 (109頁)、3—4 (110頁)、3—5 (111頁)、3—6 (112頁)) また、困難を解決するために必要な環境・支援として、当事者の多くが「カウンセリング等の心理学的支援」を求めています。(図表1—17 (21頁)) 心身の

健康の回復には一定の期間を要することも想定されるため、中長期的な支援が必要です。支援に当たっては、医療機関等の専門機関とも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行うことが求められます。

イ 安心・安全な生活に向けた中長期的支援

当事者が必要な環境・支援として、「生活全般について手厚い支援を受けながら自立がめざせる施設」を求めています。(図表1—18(22頁))当事者は、複雑な背景を抱えた方が多くいます。安心かつ安全な環境の下で生活できるようにすることで、被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻せるよう支援していく必要があります。

また、当事者からは、「ゆるやかな支援・見守りを受けながら自立がめざせる施設」や「自立生活のための総合的な支援をしてほしい」といった声が寄せられています。

(図表1—18(22頁))個々の当事者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することが求められます。

女性自立支援施設退所後の地域生活への移行に際しては、孤立しないように、地域での生活再建を支える支援が必要です。

ウ 子どもへの支援

一時保護入所者のうち、約半数は母子で入所しています。入所者はもちろんのこと、同伴児童に対しても心理的ケアの実施や、教育を受ける権利が保障されるよう学習支援を行う等、一人の児童として尊重することが求められます。